

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値を向上させ、長期的な競争力の維持向上を図るため、コーポレート・ガバナンスを経営上の極めて重要な課題の一つと認識しております。また、更なる事業拡大のためには株主、顧客、仕入先、従業員への情報開示が必要と認識しており、企業価値の向上を目指す上で法令遵守、企業としての社会的責任の重要性を認識し、全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たしつつ、効率経営を推進し、高収益体質を構築することが重要であると考えております。情報開示につきましては、自主的な情報発信に努めることによって透明性の高い経営を実践してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
岩田 進	2,817,400	44.65
福田 博一	1,021,200	16.18
又座 加奈子	415,400	6.58
株式会社セブテーニ	62,000	0.98
株式会社博報堂DYメディアパートナーズ	60,000	0.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	59,100	0.94
ロックオン従業員持株会	39,000	0.62
松井証券株式会社	36,100	0.57
日本証券金融株式会社	34,700	0.55
和出 憲一郎	28,800	0.46

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	9 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐伯壽一	他の会社の出身者								○			
西野充	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐伯壽一	○	○	当社は、社外取締役の佐伯 壽一と、平成28年9月から取締役就任前の平成28年12月まで顧問契約を締結しておりました。	幅広い見識、及び事業会社における長年にわたる豊富な経験を有していることに加え、過去の取引は、取引規模及び性質から独立性基準に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断し、独立役員に指定しております。
西野充	○	○	当社は、社外取締役の西野充と、平成28年5月から取締役就任前の平成28年12月までコンサルティング契約を締結しておりました。	幅広い見識、及び事業会社における長年にわたる豊富な経験を有していることに加え、過去の取引は、取引規模及び性質から独立性基準に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	1	2	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた時は、会社は当社の使用人から、監査等委員補助者を任命するものとする
監査等委員補助者である使用人の、取締役からの独立性を確保するために、監査等委員は監査等委員補助者である使用人の人事について、事前に報告を受け、必要な場合は会社に変更を申し入れることができるものとする。
監査等委員補助者である使用人は、その職務に当たっては、監査等委員の指示にのみ従うものとする。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況	
内部監査室、監査等委員会及び会計監査人は、会計監査人が往査する際に三者ミーティングを実施し、監査上の問題点や課題等について、意見交換を行っております。 また、内部監査室、監査等委員会及び会計監査人は、経理財務部等の内部統制部門と必要に応じて連携し、内部統制に関する報告、意見交換を行っております。	

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名
---------------------------	-----

その他独立役員に関する事項	
当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明	
取締役へのインセンティブ付与は、現時点においては少数の取締役であり、事業規模から報酬及び賞与で十分と考えていることから実施していませんが、今後の検討課題と認識しております。 なお、当社のビジョンの共有や業績向上に対する意欲や士気を高め企業価値向上を図ることを目的として、従業員に対してストックオプションを付与しております。	

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新	
報酬等の総額が1億円以上の者が存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。	

【役員報酬】
取締役8名 72,233千円

報酬の額又はその算定方法の決定方 針の有無	あり
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
監査等委員である取締役以外の取締役の報酬については株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、取締役会決議に基づき決定しております。監査等委員である取締役の報酬については株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、監査等委員会の協議にて決定しております。	

【社外取締役のサポート体制】

経務部が取締役会事務局として、取締役会の開催に際して資料の事前送付を行っております。また、社外取締役がその職務を円滑に行えるように、各部署の従業員が適宜補助し、情報交換や密接な連携を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、経営における監督と執行の分離をより明確化すると同時に、取締役会の権限のうち重要な業務執行の決定を取締役に委任することで迅速な意思決定を可能とするために、監査等委員会設置会社制度を採用しております。

取締役会は、監査等委員である取締役以外の取締役3名、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)の計6名で構成されております。取締役会は、月に1回の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。

監査等委員会は3名の監査等委員である取締役(全て非常勤)で構成されております。監査等委員である取締役は、定期的に監査等委員会を開催するほか、取締役会に出席し公正な監査・監督体制をとっております。

また、当社は執行役員制度を導入し、業務の執行と監督を分離することで取締役会をスリム化し、経営の効率化と迅速化を図っております。執行役員会は、執行役員4名で構成され、原則として毎週1回定期開催しております。執行役員会では、経営に関する重要な事項を迅速に審議決定し、経営活動の効率化を図り、併せて重要な日常業務の報告を実施しております。

また、これらの機関のほかに、コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会及び内部監査室を設置しております。これら各機関の相互連携により、経営の健全性、効率性及び透明性が確保できるものと認識しております。

コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長とし、その他委員長が必要と認めたもので構成され、2か月に1回定期開催しております。コンプライアンス委員会では、当社のコンプライアンス体制の構築・維持・管理に関する指導、法令遵守等の実施状況のモニタリング、当社役職員に対するコンプライアンスについての研修・啓蒙活動の協議等を行っております。

情報セキュリティ委員会は、代表取締役社長を委員長とし、その他委員長が必要と認めたもので構成され、2か月に1回定期開催しております。情報セキュリティ委員会では、情報セキュリティの確保に向けて具体的対策を実施するとともに、新たに発生するリスクに対して迅速な対策の構築・維持・管理を行い、当社役職員に対する情報セキュリティについての研修・啓蒙活動の協議等を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、これまで一貫してコーポレート・ガバナンスの質を高めるための様々な施策に取り組んできましたが、より迅速な意思決定による効率的・機動的な業務執行を行えるようにするとともに、業務執行者を監督する機能を更に強化することが必要であると考えており、社外取締役の豊富な経験や幅広い見識を活用することで取締役会の監督機能を強化するとともに、代表取締役をはじめとする業務執行取締役への権限委譲により監督と業務執行の分離を進めることができる監査等委員会設置会社制度を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご参加頂けるよう、株主総会開催日に関しては集中日を避けるよう考慮して設定しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト、機関投資家向けに年2回(第2四半期、期末決算発表後)決算説明会を開催しております。また、後日その状況を、当社ウェブサイトにて動画配信しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報及び決算情報以外の適時開示資料などを掲載しております。 【URL】 http://www.lockon.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当がIR活動を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「企業規模の大小に関わらず、それぞれの身の丈に合わせた社会的な取り組みを行うことが、企業市民としての最低限の責任であり、企業の成長を促進するものである。」と考えております。 そのような企業理念を實踐し、株主、顧客、従業員、地域社会をはじめとするステークホルダーの皆様へご提供する価値を高めることを追及しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	全てのステークホルダーに対して、適時適切に企業情報を提供することが重要であると認識しており、当社ウェブサイト等を通して情報提供を行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を定め、業務の有効性、効率性及び適正性を確保する体制を構築しております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)取締役会は、すべての取締役で構成し、法令に定める職務のほか、経営の基本方針・戦略その他重要な業務執行の決定を行う。取締役会は、業務執行の法令・定款への適合性を確保するため、監査等委員の出席のもと、原則として毎月開催する。

(2)取締役は、執行役員会において経営に関する重要な事項について、十分な議論を行い取締役会に送付し、審議・決定する。

(3)監査等委員は、監査等委員会が定めた監査等委員監査基準に基づき、取締役会への出席、業務状況の調査等を通じ、取締役会の職務執行の監査を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その担当職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む）を、関連資料と併せて最低10年間保管し、取締役及び監査等委員は随時これらの文書を閲覧可能なものとする。

イ)株主総会議事録

ロ)取締役会議事録

ハ)重要な会議及び委員会の議事録

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)取締役会は、「経営危機管理規程」を当社及び当社子会社の損失の危険に関する統括的規程とする。

(2)社長を委員長としてコンプライアンス委員会を常設し、当社及び当社子会社の損失の危険の管理にあたる。

イ)法令違反の予防のために設置し、法令遵守の教育・訓練計画を立案する。

ロ)事業継続のリスク管理のために設置し、組織的に潜在リスクの予防、表面化したリスクの收拾を行う。また、万一発生した危機に対して損失を最小にとどめることを目的とする。

ハ)潜在リスク情報を早期に収集して、対処を容易にするために、内部通報制度を整備する。リスク情報の通報先として、監査等委員とともに社外に設置した弁護士を窓口とし、情報提供の仕組みを整備し、もって社内での自律的な危機管理体制を担保する。

ニ)事務局は、コンプライアンス委員会に報告されたリスク情報をすべて監査等委員に報告する。また、監査等委員は、いつでも報告を求めることができる。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

(1)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定時取締役会を原則毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。経営方針及び戦略にかかわる重要事項については、特に慎重な審議を経て業務執行の決定を行う。

(2)取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程等において、それぞれの責任者及びその権限、執行手続きについて定める。

(3)当社子会社の取締役の職務の執行については、「関係会社職務権限明細表」を定め、その責任者、その権限、及び執行手続きについて定める。

5. 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

取締役会は、「関係会社管理規程」を定め、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な事項について、当社への定期的な報告を義務付ける。

6. 当社使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)コンプライアンス体制の基礎として、行動規範である「企業倫理規程」、具体的な行動指針である「倫理規程」を定める。社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。また、適宜に規則ガイドラインの策定、コンプライアンス教育を実施する。

(2)取締役は、当社使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の法令違反その他のコンプライアンス違反に関する事実を発見した場合は、遅滞なくコンプライアンス委員会に報告しなければならない。コンプライアンス委員会委員長は、法令違反その他のコンプライアンス違反に関する事実についての情報を容易に入手するための通報窓口として、監査等委員・弁護士を窓口とするコンプライアンス窓口の内部通報制度の周知を図り、その適正な運用を行う。

(3)監査等委員は、当社及び当社子会社のコンプライアンス体制及び内部通報制度の運用に問題があるときは、意見を述べるとともに改善策の策定を求める。

7. 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1)監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた時は、会社は当社の使用人から、監査等委員補助者を任命するものとする

(2)①の使用人の、取締役からの独立性を確保するために、監査等委員は①の使用人人事について、事前に報告を受け、必要な場合は会社に変更を申し入れることができるものとする。

(3)①の使用人は、その職務に当たっては、監査等委員の指示にのみ従うものとする。

8. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制及び監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査等委員は、取締役会その他の重要な会議に出席し、当社及び当社子会社の業務執行に関する報告を受けることができる。

(2)当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、当社及び当社子会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項がある場合は、監査等委員に直ちに報告する。監査等委員は、いつでも必要に応じて、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

(3)取締役は、内部通報に関する規定を定め、その適切な運用を維持することにより、コンプライアンス上の問題について監査等委員への適切な報告体制を確保する。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の「反社会的勢力対応規程」において、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断することを定め、役員及び従業員の平素からの対応や事案発生時の組織対応制度を構築しております。さらに弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築しております。

新規取引先については日経テレコン21を用いて情報収集を行い事前にチェックを行っております。継続取引先及び役職員についても、1年に1回定期調査を実施することとしております。さらに取引先との間で締結する契約書または約款では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

